

Baggage Link サービス利用規約（運送約款を含む）

制定：2026年4月1日

株式会社 R テック

目次

- 第一章 総則・定義（第1条～第2条）
- 第二章 運送の引受け（第3条～第11条）
- 第三章 荷物の引渡し（第12条～第16条）
- 第四章 指図（第17条～第18条）
- 第五章 事故（第19条～第21条）
- 第六章 責任（第22条～第30条）
- 第七章 その他（第31条～第40条）
- 附則

第一章 総則

第1条（目的・適用範囲）

- 本約款は、株式会社 R テック（以下「当社」という。）が提供する手荷物配送サービス「Baggage Link」（以下「本サービス」という。）の提供に関し、当社と本サービスの利用者（以下「利用者」又は「荷送人」という。）との間の運送契約に適用します。
- 本サービスは、ホテル、空港、駅その他当社が指定する場所間における旅行者の手荷物配送を目的とします。
- 本約款に定めのない事項については、法令、通達及び一般の商慣行によります。
- 本約款の日本語文を正本とし、翻訳版（英語等）との間に差異がある場合は日本語文が優先します。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下のとおりとします。

- 「利用者」：本サービスを利用する個人又は法人をいいます。
- 「荷送人」：当社に荷物の運送を委託した利用者をいいます。
- 「荷受人」：荷物の受取人として指定された者をいいます。
- 「手荷物」：利用者が本サービスにより配送を依頼した物品をいいます。
- 「取次業者」：第12条に定める旅行会社等の法人をいいます。
- 「安心パック」：当社が別途定める有料の補償オプションをいいます。

第二章 運送の引受け

第3条（受付・掲示）

1. 当社は、受付日時、対象地域、料金、取扱条件等を当社WEBサイト (<https://rtec.tokyo>) に掲示します。
2. 掲示した内容を変更する場合は、当社は変更事項を速やかにWEBサイトに掲示します。

第4条（予約・支払・キャンセル）

1. 利用者は、当社所定の方法に従い予約を行うものとします。
2. 運賃及び付帯料金は原則として予約時にオンライン決済により支払われるものとします。支払方法は当社が定め、WEBサイトに掲示します。
3. 利用者は、以下のキャンセルポリシーに同意のうえ予約を行うものとします。
 - (1) 集荷予定日の前日 23 時までのキャンセル：全額返金（キャンセル料なし）。
 - (2) 集荷予定日の前日 23 時以降のキャンセル：キャンセル料として運賃の 100%を申し受けます。
 - (3) 事前連絡なしの不履行：キャンセル料として運賃の 100%を申し受けます。
 - (4) 外部予約サイト経由の予約については、当該サイトのポリシーが優先される場合があります。
4. 取次業者（第 12 条に定める者）が一括予約する場合のキャンセルは、個別利用者単位ではなく予約単位で処理し、詳細は取次業者との別途契約に従います。

第5条（預かり証・引渡方法）

1. 当社は荷物引受時に発行する電子取引番号をもって預かり証とします。
2. 手荷物の引渡しは、取引番号又は本人確認書類の提示と引換えに行います。
3. 本人確認が合理的に行えない場合、当社は引渡しを拒否できます。

第6条（タグの発行）

1. 当社は、荷物を引受ける際、荷物ごとにタグを発行し、当該タグに次の事項を記載又は関連情報を紐付けます。
 - (1) 荷送人氏名
 - (2) 配達先（受取場所）
 - (3) 荷物受取日時
 - (4) 取引番号（予約番号）等
2. 利用者は、タグに記載又は連携されるべき情報を正確に入力するものとし、これに虚偽があった場合の責任は利用者にあります。

第7条（荷造り）

1. 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じ運送に適するよう十分な梱包を行うものとします。
2. 当社は、梱包が不相当と判断した場合、荷送人に対し必要な補強を求め、荷送人の希望により当社が当該補強を実施する場合はその費用は荷送人の負担とします。

第8条（引受拒絶）

当社は、次に掲げる場合には運送の引受けを拒絶することがあります。なお、次に掲げる場合に該当するにもかかわらず、これについて申告がなかったとき、当社は一切責任を負いません。

1. 危険物（発火性、引火性、爆発性、毒物等）であると認められる場合。
2. 現金、有価証券、貴金属、宝石、パスポート、再発行困難な証票等の貴重品である場合。
3. 動物、植物等運送に適さないもの。
4. 1個あたりの重量が30kg以上である場合。
5. 1個あたりの価格が30万円を超える場合（事前に当社の書面同意がある場合を除く）。
6. 荷送人が必要事項を記載しない、又は当社の点検に同意しない場合。
7. 荷造りが極めて不相当であり運送に支障がある場合。
8. 利用者が暴力団等反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合、又は当該勢力に利用されるおそれがある場合。
9. その他当社が運送することを不相当と判断した場合。
10. クレジットカードその他の決済カード類。
11. 壊れやすい電子機器類（PC、スマートフォン、タブレット等）。
12. 楽器類。
13. 遺骨、位牌、仏壇等の祭祀関連物品。
14. 骨董品、美術品その他時価算定困難品。
15. 再生不可能な原稿・原図・データ媒体等の代替不能品。
16. 複数の個人情報的大量に含まれる媒体。

第9条（危険品の申告）

1. 利用者は、運送上の危険を生ずるおそれのある荷物については、その旨を荷物の外部に明示するとともに、事前に当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
2. 第1項に違反して生じた損害は、利用者の負担とします。

第10条（運賃等の掲示）

1. 運賃及び手数料その他の料金は、当社が別途定める運賃料金表によります。
2. 運賃及び適用方法は当社WEBサイトに掲示します。

第 11 条（連絡運輸又は利用運送）

当社は、荷送人の利益を害さない範囲で、引受けた荷物を他の運送機関（提携会社を含む）に委託して運送を行うことがあります。この場合であっても、当社は本約款に基づく責任を負います。

第三章 荷物の引渡し

第 12 条（取次業者）

1. 本条において「取次業者」とは、旅行会社、ランドオペレーター、ホテル事業者その他当社との間で別途業務委託契約又は取次契約（以下「取次契約」という。）を締結した法人又は個人事業者をいいます。
2. 取次業者は、本サービスを利用者のために代理又は取り次ぐことができます。この場合、取次業者は利用者に対し本約款の内容を事前に周知する義務を負います。
3. 取次業者が予約・申込手続きを行う場合、取次業者は利用者から提供された情報の正確性について責任を負います。取次業者が提供した情報の誤りに起因する損害については、当社は取次業者に対し求償することができます。
4. 取次業者と利用者との間の料金精算、サービス条件の変更等は当事者間の問題とし、当社はこれに関与しません。ただし、当社に対する料金支払義務は取次契約の定めによります。
5. 取次業者を通じた予約であっても、荷物の運送に関する当社の権利義務は本約款に従います。

第 13 条（引渡しの時期）

当社は、予約時に定められた荷物受取日時までに荷物を引き渡すよう努めます。ただし、交通事情、天候、災害、航空機・鉄道等の運行遅延、空港・施設側の事情その他不可抗力により引渡しが遅延することがあります。

第 14 条（受取人以外への引渡し）

当社は、次に掲げる者への引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

1. 配達先が住宅の場合：同居者又はこれに準ずる者
2. 配達先が事業所等の場合：管理者又はこれに準ずる者

第 15 条（不在時の措置）

1. 荷受人が不在のため引渡しができない場合、当社は荷物の引渡しを試みた日時、場所、写真及び当社の名称等を記載した電子メール等により荷受人に通知の上、所定の事業所で荷物を保管します。
2. 当社は、荷受人又は事業所の承諾がある場合に限り、隣人等第三者への引渡しを行うこ

とがあります。その場合、当社は電子メールに委託した第三者の氏名を記載します。

3. 保管期間については当社が定め、当該期間を過ぎた場合は荷送人に連絡のうえ指示を求め、指示がない場合は本約款に定める処分を行うことがあります。処分に要した費用は荷送人の負担とします。

第 16 条（引渡しができない場合の処分）

1. 当社は、荷受人を確知できない、又は荷受人が荷物の受取を怠った又は拒んだ場合、遅滞なく荷送人に対して相当の期間を定めて指図を求めます。
2. 指図がない場合、当社は荷送人に予告した上で、指図請求の日から 1 月を経過した後に公正な第三者を立ち会わせて売却その他の処分を行うことができます。但し、荷物が変質・腐敗しやすいものである場合は直ちに処分することがあります。
3. 上記処分に要した費用は荷送人の負担とし、売却代金は保管及び処分費用等に充当し、不足がある場合は荷送人に請求し、余剰がある場合は荷送人に返還します。

第四章 指図

第 17 条（指図）

1. 荷送人は、当社に対し運送の中止、返送、転送その他の処分について指図することができます。ただし、荷受人に荷物を引き渡した後はその権利を行使できません。
2. 指図に要する費用は荷送人の負担とします。

第 18 条（指図に応じない場合）

1. 当社は、指図に応じることによって運送上支障が生ずるおそれがあると認める場合は、当該指図に応じないことがあります。
2. 前項により指図に応じない場合、当社は遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五章 事故

第 19 条（事故時の措置）

1. 当社は、荷物の滅失を発見したときは速やかに荷送人に通知します。
2. 荷物に著しい損傷を発見したとき、又は引渡しが著しく遅延すると判断したときは、当社は荷送人に対し相当の期間を定めて指図を求めます。
3. 指図を待つ余裕がないときや指図がない場合、当社は荷送人の利益を守るために運送の中止、返送その他の適切な処分を行うことがあります。
4. 当社は、前各項に基づき処分した場合、速やかに荷送人に通知します。
5. 第 17 条の規定に基づく指図請求及び処分に要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由または荷物の性質・欠陥による場合は荷送人の負担とします。

第 20 条（危険品等の処分）

1. 運送中に荷物が危険物に該当すると判明した場合、当社は運送上必要な処置（取卸し、隔離、処分等）を行うことができます。
2. 前項に要した費用は荷送人の負担とします。
3. 処置を行ったときは速やかに荷送人に通知します。

第 21 条（事故証明書の発行）

1. 荷物の滅失に関する証明の請求があった場合、当社は荷物引渡予定日から 1 年以内に限り事故証明書を発行します。
2. 荷物の損傷又は遅延に関する証明の請求があった場合、当社は荷物を引き渡した日から 7 日以内に限り事故証明書を発行します。

第六章 責任

第 22 条（責任の開始）

1. 当社の責任は、当社又は当社の委託先が荷物を荷送人から現実に引き取った時点において開始します。
2. ホテル、空港、駅その他の指定受渡場所においては、当社が手配する集荷担当者が荷物をスキャン（タグ照合）した時点をもって「引き取り」とみなします。荷送人がホテルフロント等に荷物を預けた時点から当社担当者が引き取るまでの間に生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 受渡場所の施設管理者（ホテル事業者等）は、当社との別途業務提携契約に基づき荷物の一時保管に協力します。当該施設管理者の故意又は重過失による損害については施設管理者が責任を負い、当社は連帯して責任を負いません。
4. 当社の責任は、荷物が荷受人又は第 14 条に定める受取人に引き渡された時点において終了します。

第 23 条（責任の内容）

1. 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間に荷物が滅失し、又は損傷し、若しくは遅延した場合に生じた損害について賠償責任を負います。ただし、当社又は当社の使用人その他運送に従事した者が運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明した場合はこの限りではありません。
2. 当社の賠償は本約款に定める限度の範囲で行います。

第 24 条（免責）

当社は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延に起因する損害について賠償の責任を負いません。

1. 荷物の欠陥、自然消耗、性質に起因する発火、腐敗、変色、さび等。
2. 同盟罷業、暴動、社会的騒擾その他の事変。
3. 火災（不可抗力によるものを含む）。
4. 予見できない異常な交通障害。
5. 地震、津波、洪水、暴風雨その他の天災地変。
6. 法令又は公権力の行使による運送の差止め、開封、没収、差押え等。
7. 荷送人の記載不備、虚偽表示又は荷物の表示誤り。
8. 航空会社・空港・鉄道等第三者の都合による受取不能、受取場所変更、引渡し不能等。
9. 航空機等の運行遅延に伴う航空機への搭載不可能、これに起因する航空券代、宿泊費の他の二次的損害（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）。
10. その他当社の責めに帰さない事由。

第 25 条（責任限度）

1. 当社は、荷物の滅失又は損傷に対する賠償責任は原則として**1 個あたり 100,000 円（10 万円）を上限**として賠償します。
2. 利用者が当社所定の有料オプション「安心パック」に加入した場合は、**1 個あたり 300,000 円（30 万円）を上限**として賠償します。ただし、安心パックの適用は申込時に加入が確認されている荷物に限ります。
3. 安心パック適用の際でも、申告された荷物価格が当該上限を超える部分については賠償対象外とします。
4. 当社の責に帰すべき遅延（不可抗力を除く）に対する賠償は、当該荷物の運賃相当額を上限とします。フライト乗り遅れその他の間接損害・派生損害は、当社に故意又は重大な過失がない限り賠償対象外とします。
5. 当社に故意又は重大な過失がある場合は、社会通念上妥当と考えられる範囲内で本条の限度を超えて賠償する場合があります。

第 26 条（安心パックに関する特則）

1. 安心パックを利用する場合、利用者は荷物 1 個ごとの内容品の総額（以下「申告価格」という。）を正確に申告する義務があります。
2. 申告に虚偽がある場合、当社は当該申告を無効とし、実際の価額を基準に賠償額を算定します。また、重大な虚偽の申告が認められた場合、安心パックの適用を取り消し、相当の差額及び当社が被った損害を請求することができます。
3. 当社は、必要に応じて購入証明書等の提出を求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。

第 27 条（損害賠償の方法）

1. 当社は、賠償を行う場合、原則として金銭による賠償を行います。
2. 荷物の滅失又は損傷が認められ、当社が賠償を行った場合、当該荷物は当社の所有となります。

第 28 条（通知及び請求期間）

1. 荷物の損傷に関する通知は、荷物の引渡しの日から 7 日以内に行わないと、当社の責任は消滅します。但し、当社がその損害を知りつつ引渡しした場合はこの限りではありません。
2. 荷物の滅失に関する裁判上の請求は、荷物の引渡しが行われた日（荷物が全滅した場合は引渡しが行われるべき日）から 1 年を経過したときは請求できません。

第 29 条（連絡運輸等の際の責任）

当社が他の運送機関と連絡して又は他の運送機関の運送を利用して運送を行う場合であっても、当社は本約款に基づく責任を負います。

第 30 条（荷送人の賠償責任）

荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について賠償責任を負います。ただし、荷送人に過失がないことが証明される場合はこの限りではありません。

第七章 その他

第 31 条（禁止事項）

荷送人は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 他者の権利を侵害する行為。
2. 虚偽の申告、又は不正な目的での利用。
3. 当社の運営を妨害する行為。
4. 法令に反する行為。
5. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等）に該当する行為、またはこれらの者と関係を有することが判明した場合。当社は直ちに本契約を解除できます。
6. 当社のシステムへの不正アクセス、サービスの逆解析、不正な自動送信等の行為。

第 32 条（延滞保管料・留置権）

1. 配送完了日当日の営業終了時を保管期限とします。
2. 保管期限経過後は、1 日あたり配送運賃相当額を延滞保管料として請求します。
3. 延滞保管料の支払いが完了するまで、当社は民法上の留置権を行使し荷物を留置することができます。

第 33 条（未引取荷物の処分）

1. 配送完了日から 30 日を経過しても荷物の引取りがない場合、当社は荷送人が所有権を放棄したものとみなし、当該荷物を処分することができます。
2. 処分に要した費用は荷送人の負担とします。売却処分の場合、売却代金は延滞保管料・処分費用に充当し、余剰があれば荷送人に返還します。

第 34 条（個人情報の取り扱い）

当社は、利用者の個人情報を本サービスの提供及び運営の目的のために取得・利用します。なお、個人情報の取り扱いについては当社のプライバシーポリシーに従うものとします。

第 35 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、法令の制定・改廃、公権力の行使、その他当社の合理的な支配を超える事由（以下「不可抗力」という。）により本サービスの全部又は一部の履行が不能若しくは困難となった場合、当社はその責任を免れるものとします。

第 36 条（料金の払い戻し）

1. 当社の責により荷物の滅失、著しい損傷又は顕著な遅延が生じた場合の返金は、以下の基準に従います。
 - (1) 荷物の滅失：運賃全額を返金します。
 - (2) 著しい損傷（荷物価値の 50%以上が毀損と当社が判断した場合）：運賃全額を返金します。
 - (3) 顕著な遅延（当社の責に帰す遅延が 3 時間を超えた場合）：運賃の 50%を返金します。
 - (4) 上記に至らない軽微な損傷・遅延：当社が個別に判断し、運賃の一部返金又はその他の対応を行います。
2. 返金は、原則として支払時と同じ決済手段で処理します。返金処理には最大 14 営業日を要する場合があります。

第 37 条（インバウンド旅行者への対応・多言語通知）

1. 当社は、日本語を母語としない外国人旅行者（以下「インバウンド利用者」という。）に対し、サービス利用に必要な基本情報を英語その他の言語で提供するよう努めます。
2. 当社がインバウンド利用者に対して電子メールその他の手段で通知を行う場合、日本語版に加え英語版を原則として送付します。ただし、本約款の正本は日本語版とします（第 1 条第 4 項）。
3. インバウンド利用者からの問い合わせについては、当社が別途定めるカスタマーサポー

ト対応言語の範囲内で対応します。対応言語はWEBサイトに掲示します。

4. 取次業者が外国人旅行者のために本サービスを利用する場合、取次業者は当該旅行者への本約款内容の説明義務を負うものとします。

第 38 条（合意管轄）

本約款に関する紛争については、当社の本店所在地（東京都中央区）を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 39 条（本約款の変更）

当社は、必要と判断した場合には本約款を変更することができるものとします。変更がある場合は、当社は変更後の約款をWEBサイトに掲示することにより効力を生じます。重要な変更については、取次業者に対し別途書面又は電子メールで通知します。

第 40 条（準拠法）

本規約は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されます。

附則

1. 本約款は2026年4月1日より施行します。
2. 本約款施行前に成立した契約については、当該契約には本約款を適用しない場合がありますが、運用上必要な場合は個別に定めます。
3. 第12条（取次業者条項）は、取次契約を締結した旅行会社・ランドオペレーター等に対して直ちに適用します。

問い合わせ先

株式会社 R テック

WEB: <https://rtec.tokyo>

メール: info@rtec.tokyo